

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	株式会社ニチレイ
【英訳名】	NICHIREI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長（CEO） 嶋本 和訓
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地六丁目19番20号
【電話番号】	03（3248）2165
【事務連絡者氏名】	経理部コーポレート経理グループ グループリーダー 田中 達哉
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地六丁目19番20号
【電話番号】	03（3248）2165
【事務連絡者氏名】	経理部コーポレート経理グループ グループリーダー 田中 達哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2026年6月24日開催の当社第108期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき24円

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更することに伴い、定款第13条（招集および開催場所）、第14条（定時株主総会の基準日）、第42条（事業年度）、第43条（剰余金の配当等）及び第44条（中間配当）の規定の一部を変更する。
また、事業年度変更に係る経過措置として附則を設ける。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として大櫛頭也、嶋本和訓、竹永雅彦、鈴木健二、高久祐一、盛合洋行、鍋嶋麻奈、濱逸夫、濱島健爾、吉丸由紀子、山口裕視を選任する。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額について、「基本報酬」を年額2億7千万円以内から3億5千万円以内（うち、社外取締役分は引き続き年額1億円以内）、「業績連動賞与」を年額1億3千万円以内から2億円以内に改定する。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬内容の改定の件

社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の発行または処分について、当該発行または処分に係る取締役会決議に基づき、現物出資から、無償交付もしくは現物出資のいずれかの方法で行うことに改定する。また、社外取締役を除く取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限金額等につき、第4号議案に係る報酬額とは別枠で、年額1億円以内から1億5千万円以内に改定し、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年14万株以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	2,014,170個	1,811個	0個	98.25%	可決
第2号議案	2,014,197個	1,784個	0個	98.25%	可決
第3号議案					
大櫛頭也	1,810,954個	205,001個	0個	88.34%	可決
嶋本和訓	1,785,468個	224,214個	6,273個	87.09%	可決
竹永雅彦	1,975,955個	40,004個	0個	96.39%	可決
鈴木健二	1,848,045個	167,914個	0個	90.15%	可決
高久祐一	1,975,976個	39,983個	0個	96.39%	可決
盛合洋行	1,975,531個	40,427個	0個	96.36%	可決
鍋嶋麻奈	2,003,392個	12,570個	0個	97.72%	可決
濱逸夫	2,003,062個	12,900個	0個	97.71%	可決
濱島健爾	2,003,441個	12,521個	0個	97.73%	可決
吉丸由紀子	2,003,092個	12,870個	0個	97.71%	可決
山口裕視	2,002,877個	13,085個	0個	97.70%	可決
第4号議案	2,011,270個	4,567個	133個	98.11%	可決
第5号議案	1,990,376個	24,733個	870個	97.09%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第4号議案及び第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上